

監査報告書

令和2年5月27日

学校法人 大阪産業大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 大阪産業大学

監事 蔵口 康裕 ㊟

監事 藤田 充也 ㊟

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人大阪産業大学寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人大阪産業大学の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における、同学校法人の業務執行及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会等の重要な会議に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、内部監査室と連携の上、業務の内容等を監査するとともに会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）とも連携し、その監査の経緯、内容及び結果等についての説明を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、後記（特記事項）の「私学共済掛金過少納付問題」に関する点を除いては、学校法人大阪産業大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

また、学校法人大阪産業大学の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

（特記事項）

令和元年6月、学校法人大阪産業大学において、日本私立学校振興・共済事業団が運営する私学共済の掛金納付額が長年にわたり誤って算定され、過少納付となっていたことが判明した。（「私学共済掛金過少納付問題」）

そのため、弁護士・社会保険労務士からなる第三者委員会が調査を行い、令和2年1月29日付で第三者委員会から調査報告書が提出された。

これを受けて、学校法人大阪産業大学においては、過誤があった私学共済掛金について過去2年分の遡及訂正を行うと共に、「組織マネジメント力の強化」、「ガバナンス機能の強化」、「人事評価の仕組みの整備」等の再発防止策の推進、「教職員の被った損害の回復」および「役員の実任」等についての検討、取りまとめが行われており、学校法人の適正な管理・運営に向けての真摯な努力がなされている。

以 上